

会 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会の名称は「一般社団法人全国ソーラーシステム普及協議会」とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、京都府京都市宇治市宇治里尻 62-3 の株式会社カンメン社内におく。

(目的)

第3条 再生可能(リニューアブル)エネルギーのうち、最も自然で無限なエネルギーであるソーラーについて、利用技術を研究する技術者、販売・施工する販売者、利用するユーザー、興味を有する団体等との協力により、その有効利用と普及促進を図り、我が国と世界の環境と調和した持続的発展をめざし、人類社会の繁栄に貢献することを目的とする。

(活動)

第4条 会の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 施工技術やサービス活動の情報を共有し、ユーザーに還元する。
- (2) 自由競争の中での自主規制及び教育研修を行い、業界の地位向上を図る。
- (3) 最新情報を会員に発信する。
- (4) 国内普及推進及び公的団体との活動に積極的に参加する。
- (5) 専門家による導入普及に向けた技術的指導をする。
- (6) 行政施策に対する政策提言及びプロジェクト提言を行う。
- (7) 会員間の協力体制を築き、相互協力を行う。
- (8) その他必要な活動

第2章 会 員

(会 員)

第5条 会員は本会趣旨に賛同する法人及び個人とする。

(入 会)

第6条 本会への入会は、第3条及び第4条の趣旨に賛同するもので、現会員2名以上の推薦を得て、役員会の承認を得たものとする。

(退 会)

第7条 本会員は次の場合退会となる。

会員が退会を申し出た場合。この場合は文書を会長に届け出るものとする。

(会員の資格喪失)

第8条 次の場合、会員は資格を喪失する。

- (1) 前条の場合
- (2) 会員が、破産・業績不振その他第3条及び第4条の趣旨に合致しないと役員会が判断し、会長の承認を得た場合。
- (3) 1年以上、会費を納めない場合

第3章 役 員

(役 員)

第9条 本会は次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監査 2名

(任期)

第10条 役員は総会において選任し任期は2年とする。ただし再選は妨げない。

(職務)

第11条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に不都合が生じた場合は職務を代行する。
- (3) 事務局長は事務局を統括し、会長を補佐し、本会の運営全体を総括する。
- (4) 幹事は事務局長を補佐する。
- (5) 監査は総会その他の行事における会計を監査する。

第4章 会 議

(会議)

第11条 会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第12条 総会は毎年1回会長の招集で開く。総会は会員の半数以上の出席で成立する。ただし委任状による出席を認める。

総会においては次の事項を承認・決定する。

- (1) 活動報告
- (2) 決算報告とその監査報告
- (3) 役員を選任
- (4) 規約の改正

第5章 組織

(組織)

第13条 本会の活動推進のため、次の組織をおく。

- (1) 会運営の大綱を定める役員会
構成会員は会長、副会長、事務局長、幹事及び監査とする。
- (2) 役員会の下部組織として会の実務を担当とする委員会及び
専門部会をおく。

(委員会及び専門部会)

第14条 委員会は常設委員会と特別委員会とする。

- 2 常設委員会は、総務、財務、企画、事業、技術、情報の6委員会とする。
- 3 委員会及び専門部会の主査は会長が委嘱する。
- 4 特別委員会の設置は必要に応じて総会で決める。

第6章 会計

(会費)

第15条 個人、団体、メーカー、法人を問わず

- 1 会員年会費は、年額60,000円とする。
- 2 会の開催に応じて、特別徴収会費として必要最小限徴収することがある。

(会計報告)

第16条 会計報告は、年会費と特別徴収会費に分けて監査の上、総会にて報告する。

(事業年度)

第17条 事業年度は8月1日から翌年7月31日とする。

第7章 附 則

(規定外事項)

第18条 本会則に定めなき事項は、役員会においてこれを定める。

(附 則)

- (1) この規程は、平成23年12月23日から施行する。
- (2) 会則を円滑に運営するため、細則を定める。
- (3) この規程の改訂は、平成24年10月27日から施行する。